

支出命令書(一般)

単件

伝票番号 0000056925-001

年度	5	起票日	5年 6月 21日
所属	0300515000 総／行／法制課	負担行為済額	1,079,520円
令達元	0702320000 福／高／地域包括ケア推進課	支出命令済額	1,079,520円
起票所属	0300515000 総／行／法制課	支出命令未済額	0円
予算区分	0 現年度予算	契約区分	
会計	01 一般会計	契約番号	
款	15 保健福祉費		
項目	15 高齢福祉費		
目	05 高齢福祉総務費		
事業	0501 老人保護措置費		
小事業	00		
節	13 委託料		
説明	00		

兆 億 万 円

金額	¥ 1 0 7 9 5 2 0
----	-----------------

控 所得税	100,213円	円	
除	円	円	
内税 消費税等	98,000円	差引支給額	979,307円

件名等	件名 弁護士委託契約による報酬金等
債権者欄	検査確認日 5年 6月 5日 支出区分 一般 請求日 5年 6月 20日 支払方法 口座振替 支払予定日 5年 7月 11日 受取方法 本人払 債権者 0000049863 住所 福岡市城南区別府5丁目14番2号 氏名 弁護士 森山大輔 金融機関名 [REDACTED] 預金種別 普通預金 口座番号 [REDACTED] 口座名義人 ベンゴシ モリヤマダ イスケ

備考	
----	--



00000569250015055101

協議書

福岡市（以下「甲」という。）と弁護士森山大輔（以下「乙」という。）とは、甲が乙に訴訟行為を委任していた原告 [REDACTED]、被告福岡市同代表者福岡市長高島宗一郎間の福岡地方裁判所 [REDACTED]号面会制限取消請求事件（以下「本件事件」という。）につき、本件事件に係る委託業務が完了したことを相互に確認する。

また、本件事件の報酬金について、令和4年12月2日締結の委託契約書第4条第2項の規定に基づき協議した結果、下記のとおり合意した。

記

甲は、乙に対し、本件事件の報酬金として金980,000円を支払う。

なお、上記報酬金に係る消費税額（消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもの）及び地方消費税額（地方税法第72条の82の規定により算出したもの）の合計額（報酬金の額に100分の10を乗じて得た額）は、金98,000円であり、合計支払金額は1,078,000円である。

令和5年6月5日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島宗一郎



乙 福岡市城南区別府五丁目14番2号

弁護士 森山大輔



事件 1

福岡地方裁判所 [REDACTED] 号
面会制限取消請求事件
原告 : [REDACTED]
被告 : 福岡市 同代表者福岡市長 高島宗一郎

事件 2

福岡地方裁判所 [REDACTED] 号
執行停止の申立て事件
申立て人 : [REDACTED]
被申立て人（相手方） : 福岡市

標記の事件の訴訟行為については、本市の顧問弁護士である森山大輔弁護士に委任しているところであるが、両事件に係る委託業務が完了したことを確認するとともに、報酬金の支払について別紙 2 及び別紙 3 のとおり協議書を取り交わしてよろしいか。

また、協議書を取り交わした後は、委託契約書第 4 条の規定及び協議書に基づき報酬金及び実費を支出してよろしいか併せて伺うもの。

第 1 事案の概要（判決文等から抜粋し一部修正したもの）

1 事件 1 について

本件は、原告が、福岡市博多福祉事務所長の [REDACTED] に対する老人福祉法 11 条 1 項 3 号に基づく [REDACTED] の養護を養護受託者に委託する旨の決定がされたことに伴い、処分行政庁である福岡市博多区長から、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 13 条に基づき、原告と [REDACTED] との面会を制限する処分（本件処分）を受けたとして、被告を相手に、本件処分の取消しを求める事案である。

2 事件 2 について

本件は、申立て人が、福岡市博多福祉事務所長の [REDACTED] に対する老人福祉法 11 条 1 項 3 号に基づく [REDACTED] の養護を養護受託者に委託する旨の決定がされたことに伴い、処分行政庁である福岡市博多区長から本件処分を受けたため、相手方福岡市を相手に、本件処分の取消しを求める本案事件を提起した上で、行政事件訴訟法 25 条 2 項に基づき、本件処分の効力の停止を求める事案である。

第 2 報酬金の算定について

1 事件 1 の経済的利益額について

裁判所は、令和 5 年 4 月 26 日付けで、原告の請求には理由がないとして、原告の請求を棄却する判決を言い渡した（本市全部勝訴判決）。

弁護士報酬の算定においては、原則として、委任事務処理により確保した経済的利益の額を基準とする。しかし、本件は、行政処分の正当性を争う内容である

ため、判決から経済的利益を算定することは困難である。そこで、森山法律事務所報酬規程（以下「報酬規程」という。）第15条の「経済的利益が算定不能な場合」を適用し、同条第1項の規定により、経済的利益の額は800万円とする。

2 事件1の報酬金の標準額等について

前記1の経済的利益額を基準として、報酬規程第16条第1項及び第2項の規定に基づき報酬金の額を算定すると、次のようになる。

標準額 980,000円

最高額 1,274,000円 (980,000円×130%)

最低額 686,000円 (980,000円×70%)

3 事件1における報酬額の決定について

そこで、本件の事案の性質、難易、訴訟活動の内容及びその結果等を総合的に考慮し、森山弁護士と協議した結果、報酬金の額を1,078,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とすることで合意に達したものである。

4 事件2の報酬について

裁判所は、令和4年12月21日付で、申立人の請求には理由がないとして、申立てを却下する決定をした（本市全部勝訴）。

本件は、仮処分申立事件であるので、報酬規程第24条2項により、「事件が重大又は複雑であるとき」に報酬請求が可能と定められているところ、森山弁護士から上記要件に該当するとは直ちに言い難いとして、報酬請求を控えるとの申し出があったため、これを受け入れ、報酬なしとする。

5 参考

弁護士の報酬については、日弁連の「弁護士の報酬に関する規程」に次のとおり定められている。

（弁護士の報酬）

第2条 経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適切かつ妥当なものでなければならない。

（報酬基準の作成・据え置き）

第3条 弁護士は、弁護士の報酬に関する基準を作成し、事務所に据え置かなければなければならない。

第3 実費の算定について

実費は、1,520円を支払うこととする。

なお、上記実費の内訳は、森山大輔弁護士から提出を受けた令和5年5月15日付「お見積書及びご説明書」中「実費明細表」に記載のとおりである。

第4 報酬金及び実費の支出について

1 支出金額

※本件の所管局である教育委員会から令達の上支出する。

支出総額 1,079,520 円 (報酬金 1,078,000 円 + 実費 1,520 円)

所得税額 100,213 円

差引支給額 979,307 円

※所得税額の算定

1,078,000 円 - 98,000 円 (消費税及び地方消費税の合計額) = 980,000 円

980,000 円 + 1,520 円 (実費) = 981,520 円

所得税法第205条第1項第1号及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定により

981,520 × 10.21% = 100,213 円

2 支出の相手方

福岡市城南区別府五丁目14番2号

弁護士 森山 大輔

以 上

委託契約書

福岡市（以下「甲」という。）と弁護士森山大輔（以下「乙」という。）とは、訴訟事件の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、乙を、原告 [REDACTED]、被告福岡市同代表者福岡市長高島宗一郎間の福岡地方裁判所 [REDACTED]号面会制限取消請求事件（以下「本件事件」という。）の被告福岡市同代表者福岡市長高島宗一郎の訴訟代理人に選任し、本件事件に関する一切の訴訟行為を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（信義則）

第2条 乙は、本件事件の遂行に当たっては、常に甲と連絡を保ち、信義に従い、誠実に処理しなければならない。

2 甲が請求したときは、乙は、直ちに本件交渉の処理状況を報告しなければならない。

（着手金）

第3条 甲は、本件事件を乙に委託することに伴い、乙に対し、着手金として金490,000円を支払う。なお、着手金に係る消費税額（消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算定したもの）及び地方消費税額（地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもの）の合計額（着手金の額に100分の10を乗じて得た額）は、金49,000円であり、合計支払金額は金539,000円である。

2 前項の合計支払金額は、この契約締結後乙の適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

（報酬金）

第4条 本件事件が終結したときは、甲は、乙に対し報酬金を支払う。

2 前項の報酬金の額は、訴訟の結果、訴訟手続の難易、訴訟に要した期間等を勘案し、甲、乙協議して甲の予算の範囲内で決定する。

（諸費）

第5条 乙が期日呼出その他本件事件の処理のため出張する必要がある場合には、甲は、乙に対し、福岡市職員等旅費支給条例の規定に準じて算出した旅費を支払うものとする。

2 書類作成費、訴訟記録臘写料、訴訟書類の貼用印紙料、保証金、予納金、交通通信費その他本件事件を処理するに必要な費用は、甲の負担とする。

3 前2項の費用については、甲の予算の範囲内で負担するものとする。

(協議)

第6条 この契約に定める事項又はこの契約に定めのない事項で、この契約の履行に当たって疑義を生じたものについては、甲、乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年12月2日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島宗一郎



乙 福岡市城南区別府五丁目14番2

弁護士 森山大輔

